



第21回 補聴器キーパーソン全国会議報告

愛知県補聴器キーパーソン 柘 植 勇 人

第21回補聴器キーパーソン全国会議は、第41回全国身体障害者福祉医療講習会と同時開催で、平成27年6月20日・21日の2日間、大阪府豊中市の千里阪急ホテルにて行われました。その内容および討議について以下の通り報告いたします。

1. 6月20日(土)オープンミーティング

田山二郎先生の司会で、報告ならびに協議が行われた。

1) (補聴器店への)診療情報提供書および(補聴器店からの)報告書に関して

いずれも記載しやすい改訂版となり、日本耳鼻咽喉科学会のホームページよりダウンロード可能となった。語音聴力検査を必須項目からは外したが、補聴器店への適正販売を徹底するために耳鼻科医が広くこの書面を活用することを優先したからである。

診療情報提供書とともに報告書の白紙を添付すると、補聴器店からの返書をさらにうながすことになる。

情報提供書は、将来的に補聴器の処方箋あるいは診療情報提供料を算定する布石であるが、現時点では算定できない。

2) 障害児福祉手当、特別障害者手当の障害程度認定基準、特別児童扶養手当、国民年金、厚生年金の支給に関する改正について

聴覚に関しては、身障と同等。新様式のABR等併用にあたって、ABR以外の

「遅延側音検査」等の検査は実際には実施が難しい。基本的にはABRで評価をお願いしたいと考えている。

言語障害については書面にある必要項目を記載する。書面上わかりづらいが、必須の「ア」の項目の記載があれば、「イ」、「ウ」の項目はなくても可能となっている。

3) 補装具の意見書について

指針上は、記載することができるのは専門医で15条指定医と記載がある。ただし、都道府県で詳細は異なっている。

2. 6月21日(日)クローズドミーティング

田山二郎先生の司会、小寺一興先生がコメンテーターとして協議がなされた。

1) 2014年に厚生労働省、続いて日本医師会から下記の通達があった。

「医療機関において、患者のために、医療提供または療養の向上の一環としてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。」以上の内容が、規制改革実施計画に基づき閣議決定された。

病院やクリニック自体が補聴器を販売できるという解釈ができる。学会として早期に明確化していくので、少し待ってほしい。

2) 各地域での補聴器に関わる問題

○補聴器店の広告手法の問題

広告の中に「オトスコープで外耳道



を確認して、補聴器の装用が可能かどうかを見せて頂きます」というものがあった。

→テクノエイド協会にあらためて広告についての自主規制を申し入れたい。

○販売についての諸問題

認定補聴器技能者が販売しているのは現状で7割、この7割においては問題発生時にテクノエイド協会より指導が行われる。

(2014の案件より：認定補聴器店でない場合はテクノエイド協会からの指導が行えないので、その場合は消費者センターへの相談を患者に提案してほしい。)

○耳鼻科医は認定補聴器専門店での購入をさらに推進してほしい。

○農協が関与した公民館などでの販売による不十分なアフターケア

今の農協はおそらく支部ごとに独立採算である。このような事態に対しては各地方部会からそれぞれの農協支部に申し入れを検討してほしい。

3) 補聴器相談医更新について

留学や出産等で更新講習会を受けられない(なかった)時は、現時点では事務局に問い合わせをしてほしい。猶予できるかできないかを総合的判断でできるだけ考慮している。

(来年のキーパーソン全国会議は2016年6月4日～5日)